

# 平成17年度国立大学法人鳴門教育大学監事監査計画

## 第一 監査の基本方針

国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程(平成16年規程第1号。以下「監査規程」という。)及び国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準(平成16年4月1日学長裁定。以下「実施基準」という。)に基づき、監査を実施する。

## 第二 監査の実施期間

### 1 定期監査

平成17年度の定期監査は、会計監査人による中間決算に係る監査時期並びに年度決算終了後の平成18年5月上旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整の上、実施する。

なお、個別の事項については、必要に応じて、役員又は職員に対して質問し、説明又は資料の提出を求める。

### 2 臨時監査

監事が必要と認める場合に行う。

## 第三 監査の方法

### 1 業務監査

- (1) 平成17年度に係る業務全般に関して概況聴取を行う。また、必要に応じて担当者からの個別聴取を行う。
- (2) 出勤簿、休暇簿及び出張命令簿等に関して相互に照合確認を行い、人事管理状況を抽出監査する。
- (3) その他必要な事項を監査する。

### 2 会計監査

- (1) 会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を抽出監査する。
- (2) 年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。
- (3) 物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を抽出監査する。
- (4) その他必要な事項を監査する。

## 第四 監査の重点事項

監査は、実施基準第3条に掲げる事項について行うが、平成17年度においては、以下の点に重点を置いて行う。

- ① 管理運営組織の状況
- ② 中期計画の進捗状況
- ③ 年度計画の進捗状況及び達成状況
- ④ 教育課程の編成及び実施状況
- ⑤ 決算の状況
- ⑥ 資金管理状況

## 第五 監査の補助者

監査規程第6条第1項で定める総務課及び会計課の職員に補助されることとする。

## 第六 その他

監事の監査以外の職務として、以下のことを行う。

- ① 役員会、教育研究評議会及び経営協議会に出席し、業務の運営状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べる。また、必要に応じて、役員又は職員に対して質問し、説明又は資料の提出を求める。
- ② 定期的に会計監査人から会計監査の経過報告を受け、意見を聴取し、問題点等の把握に努める。